

緑化推進事業補助金交付フロー

事業区分 (各事業の補助は重複しないこと。1区画に対して1回限りとする。)

- ・ 生け垣の設置
- ・ 事業所等の緑化
- ・ みどり重点地区等の緑化

・ 生け垣の設置

対象

- ・ 自らが1戸建ての専ら居住の用に供する建築物の敷地内で道路に面した部分に新たに行う生け垣の設置

対象経費

- ・ 生け垣の設置に要する費用 (樹木費, 竹柵費, 土壌改良費, 労務費)
- ・ 道路に面したブロック塀等の撤去費用 (取壊し費, 処分費)

補助金の額 (個々の経費の2分の1から算出)

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ・ 生け垣設置費 | 3,000円/mを限度とし
総額3万円を限度 |
| ・ ブロック塀等撤去費 | 2,000円/mを限度とし
総額2万円を限度 |

生け垣の基準

- ・ 延長は5m以上とすること。
- ・ 樹木の高さは0.6m以上とすること。

